

平成 22 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 6 日目）

平成 22 年 3 月 12 日（金曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 伏谷 修一

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（1 名）

松村 敬子 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 佐藤 利夫

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 郷家 栄一

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 但木 正敏

下水道課長補佐 今野 淳

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

総務課参事(兼)総務課長補佐 竹谷 敏和

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○伏谷委員長

皆さん、おはようございます。

予算特別委員会、6日目に入ります。

一般質問の尾口委員のお話の中で、冒頭に「きょうは3月3日」というお話がありまして、そのお話が伝わってまいりました。その日からきょうは何の日かなということ自分で考えるようになりまして、3月10日は塩竈の布袋祭りとか、いろいろきょうは何の日かということについて考えてまいりました。

きょうは3月12日、財布の日でございます。財布の日ということは、本市のこの財布の中身を、予算配分をチェック・アンド・バランスと、そういう感覚でいくのは最適の日ではないかというふうな気持ちを胸にきょう一日頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は20名であります。本日は、松村敬子委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

- 議案第24号 平成22年度多賀城市水道事業会計予算

○伏谷委員長

それでは、議案第24号 平成22年度多賀城市水道事業会計予算を議題といたします。

- 収入支出一括説明

○伏谷委員長

収入支出一括説明を求めます。（「委員長、その前にちょっと発言を許していただいてよろしいでしょうか」の声あり）どういうふうな件でございますか。（「よろしいですか」の声あり）いや、その内容によりまして……。 （「大雪の被害について」の声あり）その件に関しましては、きょうは水道事業会計を最初から行うというふうを確認しておりますので、その件に関しましては、どうでしょうか……。今からは水道事業会計のことについてやりたいと思っておりますので、本会議で質問していただくか、別の場で質問していただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。（「本会議で言うことではないと思うですけども」の声あり）できませんか。（「結局、新年度の予算の……。発言してよろしいのでしょうか」の声あり）いや、その件に関しましては今からの議題がございますので、質問はなしとさせていただきます。（「委員長、緊急を要する問題かどうか、とりあえず聞いてみてください。その課題によってね、緊急を要する課題ということも有り得るかもしれないので」の声あり）では、内容について確認いたします。板橋委員、内容について。（「よろしいですか」の声あり）はい。

○板橋委員

9日、10日に降った大雪についての多賀城市内の被害状況を、きょう定例議会最終日なものですから、担当課の方でその辺を把握されているかどうか、もし把握されていれば本会議の席上で御報告をお願いしたいなと思った件なんです。

○伏谷委員長

総務部長。

○澁谷総務部長

私どもの方で把握しているのは、3月11日現在なんですけれども、一応山王の方でビニールハウスが1軒倒壊したということで、被害額につきましてはおおむね30万円ぐらいということで、1軒だけということで今現在のところは連絡が入っているようでございます。以上です。

○伏谷委員長

これより収入支出一括説明を求めます。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

それでは、水道事業会計について御説明申し上げますので、資料9と4と8を御用意いただきたいと思っております。

それでは、まず資料9の63ページの予算関係資料をお開き願いたいと思っております。資料9の63ページでございます。

初めに、業務比較表から御説明申し上げます。

平成22年度の予算編成に当たり1年間の業務の基礎となる予定量をあらわしたものでございます。料金改定期間の初年度となります平成22年度につきましては、12月の料金改定時をベースに算定しております。

それでは、給水人口から御説明申し上げます。給水区域内人口5万6,852人、給水人口5万6,847人で、平成21年度当初と比較しまして306名の増であります。給水戸数2万2,278戸で278戸の増、普及率は99.99%で見込んでございます。年間総配水量は604万3,305立方メートルで10万6,580立方メートルの減、1日平均配水量は1万6,557立方メートルで292立方メートルの減であります。

次に、1日最大配水量1万9,342立方メートルで38立方メートルの減、年間総有収水量568万6,700立方メートルで、10万5,877立方メートルの減。有収水量率94.1%で0.09%の減少と見込んでございます。なお、給水人口、配水量等の業務予定量につきましては、料金改定時の算定と同数値でございます。次に、職員数ですが、昨年同様27名でございます。供給単価294円55銭で7円45銭の減でございますが、これは水道料金の値下げによるものでございます。給水原価286円7銭で22円66銭の減でございますが、前年度においては新田資材置場土壌入れかえ業務等があったことによる費用減によるものでございます。

次に、仙南・仙塩広域水道受水費127円92銭で、前年度より9円6銭の減となっておりますが、受水費の値下げによるものであります。仙台分水受水費130円63銭は、受水量の減少に伴い単価が割高となったものでございます。

次に、下の表でございまして、費用構成及び給水原価調べについて御説明申し上げます。

なお、このページについては税抜きの表記となっております。

人件費2億2,986万4,000円で、前年度より196万5,000円の減で、職員人数26名分ですが、人事異動に伴い前年度より減額の計上となっております。動力費及び薬品費につきましては、平成22年度からの末の松山浄水場等包括業務委託に伴い、委託料へ組み替えさせていただいております。受水費6億2,093万4,000円は、仙南・仙塩広域水道及び仙台分水に係る受水費でございます。広域水道料金改定に伴い、前年度当初と比較しまして2,691万7,000円の減額となっております。次に、負担金1億5,657万2,000円は、仙台分水に係る設備負担金であります。前年度と同額であります。次の修繕

費 1,972 万円は前年度対比 1,861 万 1,000 円の減額となっておりますが、これは包括業務委託による委託料への組み替え及び配水管等修繕費の減額によるものでございます。減価償却費 2 億 4,691 万 4,000 円は、272 万 8,000 円の増額となっております。支払利息 1 億 1,646 万 7,000 円で 3,297 万 2,000 円の減であります。平成 19 年度から平成 21 年度まで公的資金補償金免除繰上償還借換債を活用し、民間資金による借りかえを行い、利子負担の軽減を図っていることなどによるものであります。その他物件費 2 億 3,630 万円で 7,059 万 5,000 円の減額であります。前年度においては新田資材置場土壌入れかえ業務があったことによる減額でございます。

以上、費用合計で 16 億 2,677 万 1,000 円となり、対前年度比 1 億 6,158 万円の減額となっております。

次のページ、64 ページから 71 ページまでは、予定損益計算書等の内訳が記載されておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、資料 4 の 27 ページをお開き願いたいと思います。

資料 4 の 27 ページでございます。

平成 22 年度多賀城市水道事業会計予算でございます。なお、予算額につきましては、消費税等を含めた表記となっております。

第 1 条は総則です。

第 2 条は業務の予定量で (1) から (3) までは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。(4) の主要な建設改良事業は、配水管整備事業で 2 億 4,285 万円を予定しております。また、配水管改良事業は 7,343 万円でございます。

次の第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。収入は、第 1 款水道事業収益で 18 億 3,673 万 7,000 円。これに対する支出第 1 款水道事業費用で 16 億 9,927 万 8,000 円でございます。

次のページをお願いします。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。中ほどの収入、支出から御説明申し上げます。第 1 款資本的収入で 1 億 3,003 万 7,000 円を計上しております。

一方、支出は、第 1 款資本的支出で 6 億 3,783 万 5,000 円でございます。

その結果、その上段に記載しております第 4 条の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5 億 881 万 2,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,470 万 4,000 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 5,335 万 5,000 円、減債積立金 1 億円、建設改良積立金 1 億 4,075 万 3,000 円で補てんするものでございます。なお、当年度発生します水資源開発負担金 96 万 6,000 円につきましては、積立処分とするものでございます。

次の第 5 条は企業債でございます。配水管整備事業債であります。第 2 条で御説明申し上げました主要な建設改良事業を行うための起債で、配水管整備事業 2 億 4,285 万円のうち 1 億 2,160 万円を借り入れするものであります。なお、起債充当率については料金改定時に御説明しましたが、財政健全化計画承認額である事業費の約 50%で算定しております。

次の 29 ページでございますが、第 6 条は一時借入金で借入限度額を 5,000 万円とするものであります。

第7条は、予定支出の各号の経費の金額を流用することができる場合の項目を定めたもので、営業費用、営業外費用、特別損失の各項目間で流用ができるということでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めたもので、職員給与費2億3,813万7,000円、交際費10万円でございます。

第9条は、たな卸資産購入限度額を定めたもので、その限度額を1,028万4,000円と定めるものであります。

次に、資料8の186ページをお願いいたします。

平成22年度多賀城市水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては管理課長から説明申し上げます。

#### ○小幡管理課長

それでは、収益的収入について御説明申し上げます。

第1款水道事業収益18億3,673万7,000円、1項営業収益18億3,212万3,000円、1目給水収益17億5,877万5,000円でございます。これは、水道料金収入で年間有収水量568万6,007立方メートルによるものでございます。

2目加入金2,027万円でございます。新設、増設等の加入金194件を見込んでおります。

3目受託工事収益4万3,000円の主なものは修繕工事収益で、給水工事分10件分を見込んでおります。

4目その他営業収益は5,303万5,000円を計上しております。手数料は給水工事申し込み等で432件163万1,000円。下水道負担金は下水道料金徴収に伴う負担金25万3,425件と下水道配排水設備等申請受け付けに伴う負担金800件で4,980万3,000円を見込んでおります。雑収益の160万円は督促手数料でございます。

次に、2項営業外収益461万1,000円でございます。

1目受取利息及び配当金でございますが、資金運用に伴います利息70万円を見込んでおります。

2目雑収益29万1,000円でございますが、不用品売却収益21万円、その他雑収益8万1,000円を見込んでございます。

3目他会計負担金362万円でございますが、下水道会計で負担する庁舎使用料等でございます。

次に、3項特別利益の3,000円につきましては、科目設定でございます。

#### ○長田上水道部次長(兼)工務課長

次に、支出について御説明申し上げます。

1款水道事業費用16億9,927万8,000円、1項営業費用15億6,101万7,000円、1目原水及び浄水費で9億6,138万2,000円の予定額でございます。

給料から法定福利費につきましては、職員2名分の人件費となります。

委託費 1 億 1,988 万 6,000 円は、施設維持管理といたしまして、主に末の松山浄水場ほか運転管理費等包括業務委託に係る費用でございます。

ここで、さきに行いましたプロポーザル方式による末の松山浄水場ほか運転管理等包括業務委託の結果について御報告申し上げます。

今回の民間業者の選定に当たりましては、公平性、透明性に配慮した上で、委託料だけでなく民間事業者の技術提案を考慮して、適切な事業者選定を行うため審査会を設置し、去る 2 月 9 日、16 日の両日審査委員会を開催しまして、応募のあった 3 社の提案書の評価及びプレゼンテーションを行い、審査委員会より契約候補者を選定していただき、それをもとに上水道部におきまして応募者の経営状況及び業務実績等を加味し、総合的に判断を行いまして、株式会社日立プラントテクノロジー東北支社と 2 月 24 日に 5 億 7,750 万円で随意契約してございます。

次のページをお願いいたします。

修繕費 826 万 4,000 円は機械修理としまして、主に末の松山浄水場の自家発電機に係る自動制御装置の部品交換に 246 万 8,000 円、岡田集水場の導水ポンプ及び電動弁のオーバーホールに 463 万 1,000 円の費用からとなっております。

負担金 1 億 6,440 万 3,000 円は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金でございます。

受水費 6 億 5,198 万 1,000 円は、仙台分水及び仙南・仙塩広域水道の基本料金及び従量料金からとなっております。

2 目配水費で 1 億 1,207 万 4,000 円の予定額となっております。

給料から法定複利費までは、職員 9 名分の人件費となっております。

次のページの委託料で 1,223 万 7,000 円は、森郷配水系の漏水調査業務委託として 623 万 3,000 円は、調査戸数 1 万 2,647 戸、管路延長 117 キロメートルを予定してございます。そのほか休日等修繕業務委託、施設現況調査、末端給水における残留塩素の測定業務の費用からとなっております。

賃借料 183 万 9,000 円は、公用車、工事積算システム等の借上げとなっております。

修繕費 1,165 万 5,000 円は、主に公道内における給配水管からの漏水修理費用でございます。

路面復旧費 378 万円は、同じく公道内修繕に係る舗装復旧費となります。

3 目給水費で 2,433 万 3,000 円の予定額でございます。

委託料 1,496 万 6,000 円は、検定有効期限が満了となります量水器 2,734 個の交換業務に 815 万円、それに夜間修繕受付業務委託、マッピングシステムデータ補修正業務委託を計上してございます。

次のページをお願いします。

材料費 859 万 7,000 円は、満了となります量水器及び不進行・凍結による量水器 2,662 個の修理代となっております。

4 目受託工事費で 1 万 1,000 円の予定額で、工事 1,000 円は科目設定でございます。

○小幡管理課長

次の5目業務費1億257万9,000円は、水道料金調定、徴収及び検針その他の業務に要する経費でございます。

給料から法定福利費までは、職員7名分の給与費でございます。

次の報酬でございますが、給水装置工事に係る管理の補助事務のため非常勤1名を任用し対応するものでございます。

旅費から印刷製本費までは経常経費のため省略いたします。

通信運搬費410万1,000円は、納入通知書、督促状等8万820件の郵送料を見込んでございます。

次のページ、委託料でございますが698万1,000円は、転出・転入に伴う開閉栓業務委託と検針システム機器保守点検に係る委託料でございます。

次の手数料2,007万9,000円の主なものは、メーター検針手数料29万3,400件、水道料金の口座振替手数料とコンビニ収納取扱手数料で23万7,640件を見込んでございます。

賃借料476万5,000円の主なものは、検針ハンディターミナル19台の借上料、料金システム機器借上料、マッピングシステム機器借上料でございます。

修繕費、保険料については省略いたします。

6目総係費1億746万6,000円は、水道事業活動の全般に要する経費でございます。

給料から法定福利費までは管理者と職員7名分の給与費でございます。

次のページをお願いいたします。

旅費から中ほどの広告料までは、経常経費のため省略いたします。

次の委託料2,136万円は、庁舎維持管理業務委託のほか固定資産台帳整備データ作成及び水道事業全体計画見直し策定業務を計上いたしております。

手数料、使用料については、経常経費のため省略いたします。

次のページになりますが、賃借料317万7,000円は財務会計システム機器の借上料が主なものでございます。

修繕費は、庁舎の冷暖房設備修繕が主なものでございます。

交際費は前年度と同額でございます。

食料費につきましては、省略いたします。

負担金541万2,000円は、総務管理経費等負担金でございます。

保険料につきましては、省略いたします。

7目減価償却費2億4,691万4,000円は、平成22年度の有形固定資産減価償却費でございます。

8目の資産減耗費625万7,000円のうち固定資産除却費625万6,000円は、配水管等の除却費でございます。

9 目その他営業費用は科目設定でございます。

次に、2 目営業外費用 1 億 3,767 万 4,000 円でございますが、1 目支払利息 1 億 1,646 万 7,000 円で、企業債償還利息 1 億 1,626 万 5,000 円と一時借り入れ予定 5,000 万円の借入利息 20 万 2,000 円でございます。

2 目消費税及び地方消費税 2,120 万 6,000 円は、消費税等の納付予定額でございます。

3 目雑支出は科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項特別損失 38 万 7,000 円でございますが、内訳といたしましては、1 目固定資産売却損 18 万 5,000 円は、使用不能メーター量水器売却に伴う売却損でございます。

2 目過年度損益修正損 20 万円は、水道料金の過年度還付でございます。

3 目その他特別損失は科目設定でございます。

4 目予備費で 20 万円を計上いたしております。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

初めに、収入で、資本的収入で 1 億 3,003 万 7,000 円の予定額でございます。

1 項 1 目配水管整備事業債 1 億 2,160 万円は、配水管整備事業に係る企業債でございます。

2 項 1 目他会計負担金 741 万 6,000 円は、配水管整備で生じる消火栓改良 12 基に係る一般会計からの負担金でございます。

3 項 1 目水資源開発負担金 101 万 4,000 円は、集合住宅など 4 件分を見込み計上してございます。

4 項 1 目有形固定資産売却代金 7,000 円は、不要となった量水器の売却代金でございます。

次のページをお願いします。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出 6 億 3,783 万 5,000 円、1 項建設改良費 3 億 1,897 万 6,000 円、1 目配水管整備事業費で 2 億 4,285 万円の予定額でございます。

給料から法定福利費までは職員 1 名分の人件費でございます。

賃借料 114 万 7,000 円は、公用車及び工事積算システム等の借上料でございます。

工事費 2 億 3,266 万 5,000 円の予定額となっております。工事内容等につきましては、後ほど議案関係資料でもって改良事業と合わせて御説明申し上げます。

2 目配水管整備事業費 7,343 万円の予定額でございます。委託料の 1,050 万円と工事費 6,293 万円につきましても後ほど御説明申し上げたいと思います。

3 目量水器購入費で 69 万 6,000 円は、給水装置に係る量水器 13 ミリから 40 ミリまで 194 個の材料購入代でございます。

4 目その他 200 万円は備品としてノート型パソコン 11 台を購入するものでございます。

2 項 1 目企業債償還金 3 億 1,865 万 9,000 円は、元金償還金でございます。

3 項 1 目予備費として 20 万円を計上してございます。

恐れ入りますが、議案関係資料 9 の最後のページとなります 72 ページ、73 ページをお開き願いたいと思います。

最後のページとなります。平成 22 年度建設改良事業について御説明申し上げます。

初めに、配水管整備事業の概要でございますが、第 5 次拡張事業に基づき安定給水の確保を目標に、ごらんの調書にございます市内 15 カ所、管路延長約 3.8 キロメートルの老朽配水管の布設替えを行うとともに、あわせて管路の耐震化を図るものでございます。

なお、平成 17 年度から布設替えをやってきました浮島及び志引両団地の配水管整備工事につきましては、今年度、平成 22 年度をもって完了予定となります。また、平成 21 年度末での耐震化率は 19.4%と見込んでおります。

次に、配水管改良事業の概要でございますが、設計委託で 2 件予定してございます。電気防食に係る調査業務委託は、管路の腐食状態を調査するもので、浮島字矢中地内外 2 カ所を予定してございます。なお、電気防食に係る調査は、これをもってすべて終了となります。

末の松山浄水場中央監視制御盤更新に係る設計委託ですが、現在ある制御設備は第 5 次拡張事業に始まった平成 3 年に設置したものであり、設置後 18 年経過し、既に耐用年数 10 年を超過していることから、また安定給水の確保から平成 23 年度の設備更新を前に設計委託を行うものでございます。

管布設への配水管改良は、ふくそうして埋設されております個人給水管の統合あるいは使用戸数に対して口径不足により水圧低下している給水管を配水管として布設替えするものでございます。施設整備では、3 件予定してございます。

初めに、電気防食工事ですが、事前に行っております腐食調査資料をもとに配水管の電気防食を施しまして管路の延長を図るもので、樋の口橋に係る添架管外 2 カ所を予定してございます。

次の末の松山浄水場薬品注入設備更新は、昭和 54 年に防衛施設局から移管されたブロックづくりの建屋を、現在、次亜塩素酸及びポリ塩化アルミニウムの薬品注入室として再利用しており、耐震不足や夏場における塩素酸の劣化防止を図るための冷房室を設けた建屋と薬品注入設備の更新を行うものであります。

市川配水池現場用上屋設置工事でございますが、現在の屋上に 4 面の基盤 —— 遠方監視盤、残留塩素計、緊急遮断操作盤、水位計の 4 面の基盤が設置、それぞれ単品で設置されておりまして、夏場の直射日光で計装類の補修頻度が多いことから、冷房施設を設けた上屋を施し、機器類の予防保全に努めるものであります。

最後の消火栓改良工事 12 基につきましては、配水管整備事業と合わせて施工するものであります。

以上で説明を終わります。

○伏谷委員長

水道事業管理者。

○板橋水道事業管理者

一昨日、藤原委員から資料の提出を求められていました。それを、昨日ではないですね、その前に提出を求められていて、一昨日皆さんのお手元にお配りした資料をお願いいたします。その説明をさせていただきたいと思います。

提出では3点申し出がありました。最初の水道事業の資本費平準化債に係る償還期限について総務省の見解はということでございました。それについて、ちょっと私の方から御説明申し上げたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思いますが、かねがねですね、県を通して総務省にその見解について打診をしていたところでございました。3月1日に、これは電話処理表でございましたけれども、県の市町村課の方から連絡が入りました。その内容でございましたけれども、要旨のところでございます。総務省からの回答があったということで、原則として各団体の資産の残存耐用年数の平均が平準化債の償還期限となると。そのため償還期限については団体ごとに、市町村ごとに皆違いますよというようなお話でございました。例えば、耐用年数が30年で、もう既に15年経過したものがあつたとすれば、残りの15年が償還年数となりますよという回答でございました。これを受けまして、私は次の日の3月2日、藤原委員の一般質問に対してこのことをお話ししてございます。

ただ、この中でですね、いろいろ水道の施設でもコンクリートづくりは60年とか、管は40年とか、まちまちなんです。あと、電気設備は15年とか。それについて、そういう場合はどうするんですかというのが、次のページをちょっと、2ページの方ですが、3月3日に県の方に質問状というか、質問を提出してございます。それが2ページの方でございませぬ。

平準化債の償還期限について、こういう6項目について、こういう場合はどういうふうにかえたらよろしいのですかという質問状を出したものでございます。その回答が、3ページ目でございます。県を通した総務省からの回答ということで、最初の米印に書かれています総務省から示された考え方ということで、水道事業資本費平準化債の償還期間については、画一的な算出方法はないということで、次の方法が例として説明がありましたということでございます。例としましては、償却資産を引くことの減価償却累計額を最初引いて、それで減価償却費で割って得られたものですよというのが、その例に書かれているものでございます。

なお、下から3行目になりますけれども、なお、上記はあくまでも例示であり、各団体で合理的な説明が可能である場合は、これと異なる方法を用いて算出を行うことを妨げるものでありませんというような総務省からの回答でございます。したがって、御質問のありました内容については、上記により御理解願いますということで、6項目についてはこういうことですよという回答がございませぬので、現在、総務省の見解はこのことだと思っております。

次の30年返済の比較表の計算表及び簡易協議についても国の見解はということで藤原委員の方から求められておりましたが、これにつきましては、県との協議の窓口になっておりました管理課の鈴木課長補佐から説明させますので、よろしく願いいたします。

○鈴木管理課長補佐

それでは、続きまして、資本費平準化債30年返済比較資産表について御説明申し上げます。

資料の4ページをお願いいたします。

これは、資料5ページの表をグラフにしたものであります。

グラフの項目について御説明させていただきます。

まず、グラフ縦軸ですが、これは償還元金と減価償却費に係る金額を表示しております。グラフ横軸は、各年度をあらわしております。折れ線グラフは各年度における減価償却費を示し、棒グラフは各年度における償還元金の額を示しております。

平準化債の発行につきましては、グラフの下の方に資本費平準化債対象期間と記載がありますように、平成24年度から償還元金が減価償却費を上回る平成30年度までとしております。発行総額は3億7,630万円としております。これは、平成21年度までは平準化債の発行はなく、また平成22、23年度につきましては財務大臣に提出しております経営健全化計画によりまして、起債の発行を配水管整備事業費の50%としております。起債残高を減少させることとしておりますので、平成24年度からの発行のシミュレーションとしたものであります。

グラフの下の表、5ページの表は、平成24年度以降企業債を発行し、平準化債も発行した場合に、平準化債の償還期間を30年とした表で、平成22年度から平成60年度までの各年度における企業債発行額、平準化債発行額とをあらわしたものです。各項目の内容について御説明いたします。

まず、企業債発行額ですが、これは当該年度における建設改良事業に伴う企業債の発行額でございます。その下の償還金Aは、平準化債を発行しないとした場合において、前年度までに借り受けた起債に伴う当該年度の償還元金で、上の4ページのグラフの水色の部分に該当いたします。減価償却額は、当該年度における減価償却額で、グラフの折れ線に該当いたします。

平準化債発行額は、平準化債の発行可能額とされる償還元金が減価償却費を上回った場合における償還金Aですね、これから減価償却費を差し引いた額で、グラフの黄色の部分に該当いたします。

平準化債償還金Bですが、これは前年度までに発行した平準化債に係る償還金で、グラフの赤の部分に該当いたします。償還金合計は平準化債を活用した場合における当該年度の償還金総合計で、前年度までに発行した平準化債に係る償還金を含むものです。これは4ページのグラフで、平成24年度から平成30年度までの青、赤、黄で示された棒グラフ、または平成31年度以降における青と赤で表示された棒グラフに該当いたします。

次の項目で、未償還残高ですが、平準化債を発行した場合における当該年度末の未償還残高でございます。

平準化債発行に伴う利息は、民間資金で半年賦元金均等払い、30年間償還として、利率は年2.5%で算定しております。

平成25年度を例にとり御説明申し上げます。

まず、4ページのグラフですが、棒グラフが平成25年度のところは2本表示されております。左側の水色一色の棒グラフは、平準化債を活用しない場合の償還元金で、5ページの表

の平成 25 年度の項目の水色の部分、償還金 A の項目で 3 億 4,418 万 5,000 円で、これは全額自己財源による返済を示しております。

4 ページのグラフに戻っていただきまして、これに対しまして折れ線グラフで示しております減価償却額、平成 25 年度の棒グラフのところの折れ線の交わる点ですが、これは減価償却額は 5 ページの表の減価償却の項目で 2 億 7,946 万 9,000 円となっております。平準化債は償還元金が減価償却費を上回った部分を対象としますので、その下の黄色で示しております 6,470 万円が平準化債の発行可能額となります。

4 ページのグラフでは、先ほどの水色一色の右側の棒グラフで黄色で示された部分となります。黄色の下の赤い部分は、前年度までに発行した平準化債に係る償還金で、5 ページの赤い部分、244 万円となります。このことから、平成 25 年度における償還元金の合計 A プラス B は 3 億 4,662 万 5,000 円となるものであります。

つまり、平成 25 年度においては、黄色の部分の平準化債を発行した 6,470 万円からこれまでの平準化債で償還金 244 万円を差し引いた 6,226 万円について償還金に充てる自己財源が減少し、しかも発行した平準化債 6,470 万円については翌年度以降、30 年間で自己財源により償還するという事で、棒グラフの赤い部分のように平準化できるというものでございます。

ただし、一時的ではありますが、平成 25 年度を例に申し上げますと、企業債の発行額 3 億 4,100 万円に平準化債の発行額 6,470 万円を加えた借入額は 4 億 570 万円となります。当該年度の償還額 3 億 4,662 万 5,000 円を上回りますので、未償還残高が 43 億 6,111 万 5,000 円と平準化債を発行しない平成 23 年度の 42 億 4,477 万 8,000 円よりも増加するものであります。

また、平成 24 年度から平成 30 年度まで 3 億 7,630 万円の平準化債を発行した場合ですが、5 ページの表の一番下の段の右側になりますけれども、25 から 60 の計の欄で 1 億 4,366 万 5,000 円の利息の負担を伴うものとなるものでございます。これがグラフに係る説明でございます。

最後に、資料にはございませんけれども、3 月 4 日に総務省への確認事項とされました水道事業資本費平準化債は簡易協議によるものかについてを御報告いたします。

総務省への直接照会に先立ちまして、3 月 8 日に県に確認いたしました。その回答では、水道事業資本費平準化債は簡易協議による地方債であり、起債の同意にあつては知事が地方債同意基準にかんがみ判断するものであると回答を得ております。

また、3 月 5 日に藤原委員から、さらにもう 1 点について確認していただきたいということで申し出されました水道事業資本費平準化債の対象事業とされる経営上著しい影響が生じていること、または生じる見込みであることについて、計量的基準はあるのかということについて再度確認をしてほしいということの申し出がありました。それで、この点についても水道事業資本費平準化債の対象事業とされる経営上著しい影響が生じていること、または生じる見込みであることについての計量的基準はなく、申請者の判断によるものであるとする明確な回答を得たものですから、改めてその同様の事項について総務省に照会する必要はないのではないかとということで、照会結果としてここに御報告いたします。

以上、資料についての御説明を終わります。

- 収入支出一括質疑

○伏谷委員長

ここで収入支出一括質疑を行います。

○藤原委員

水道事業の資本費平準化債については終わった話だろうという方もいるんですけどもね。これは終わった話ではないと。平成 22 年度、平成 23 年度使えるかどうか議論するとまた面倒くさい話になるからそれはさておいて、私は使えると思っているんですが、その使うべきだという主張に基づいて質疑をしたいと思います。

結局ですね、今まで多賀城市の水道当局が使うか使わないかという議論と、それから資本費平準化債というのは一体どういうものかという議論がちょっとごちゃ混ぜになっていたものだから、水道事業資本費平準化債が一体何なのかということが結局はっきりしないまま来てしまったという面があると思うんですね。それで、今の説明でかなりはっきりしたと。

一つは、この水道事業資本費平準化債というのは、簡易協議に基づくものであって、第一義的にそれぞれの企業体の経営判断が出発点だということです。最重要されるし、簡易協議だから、まあ、よほどのことがない限りそれは認められるということですよ。それから、年数について。これも去年の 12 月の議会するときには 10 年なんだということで 10 年のシミュレーションを出されましたけれども、結局私どもが塩川哲也事務所の秘書が総務省への問い合わせで聞いているとおり、40 年未満で何年にするかというのは当局次第なんだということなんですよ、結局ね。そうするとね……、まあ、まずそういうことなんだということで確認したいんですけども、どうですか。

○鈴木管理課長補佐

資本費平準化債については簡易協議であるということについては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

あと、償還期限について、10 年であるか 40 年未満であるかということについては、先ほど管理者の方から御説明差し上げましたように、定かな年数の取り決めはないんですけども、申請者の方で合理的な説明がつくのであればその年数で構わないということの回答でございます。

○板橋水道事業管理者

12 月に 10 年と言った根拠のことも今おっしゃっているとは思いますが、当時こういう総務省からの見解はなかったわけでございます。それで、県とかいろいろなところと相談しながら 10 年と最終的に判断して議会でも報告したわけですが、その根拠としては下水道事業の平準化債が 20 年以内となつてございます。その 20 年以内の根拠が、その償還と減価償却との差、45 年と 25 年の差、20 年ですよ。それが、下水道ではきちっと 20 年以内と示されておりましたので、私どもとしても下水道の算定基準に合わせまして、水道の場合は減価償却が 40 年、そして償還が 30 年なものですから、おおむねですね。そこで、差し引いて 10 年。これがその当時としては妥当な年数だろうということで皆さんの方に報告したということでございます。つけ加えさせていただきます。

○藤原委員

いや、それはね……、まあ、今の件はね、ここで議論しても余り前向きな議論にはならないのね、もう過ぎた話だから。

ただ、総務省の見解がなかったのではなくて、総務省から聞かなかったんですよ。なかったのではなくてね。それで、前提を間違っただけで説明してしまったということなんです、12月議会は。だから、前提がまずなくなってしまうと、崩れてしまったということだと思うんですよ。まあ、そのことについては、また後でやりますから。

それで、こうなってもですね、こうなってもやはりあれですか。水道事業資本費平準化債は使わない方がいいというのが経営判断なんですか。

○板橋水道事業管理者

今、経営判断と言われたものですから、私からお答えさせていただきます。

平準化債は私は使わない、今回の料金を下げる段階ではこれはやるべきではないと思っています。ただ、平準化債をあくまでも否定するものではなくて、逆にですね、どうしても経営が困難になりまして、水道料金を皆さんから負担をしてもらわなければならないと、こういう場合に平準化債が活用できるような条件が合えば、私は大いにこれを活用しながら値上げを縮小するなり、維持をさせるなり、そういう方法に持つていくためには非常にいい起債だなと思っています。

ただ、今回の場合は、値下げするのに対しましてですね、経営上著しい影響があるかという問題については、私はやはりないというふうに判断をして、これを活用すべきではないと思っているところでございます。

あともう一つはですね、この指標でもありますように、5ページをちょっと見ていただきたいんですが、健全化による制限ありということでありまして、平成23年度42億4,400万円まで下げますよということで、財務省から、先ほども説明がありましたけれども、少なくしますよということで、健全化計画を認められて、繰上償還を認められているんですよ。そういう縛りが終わった途端に、ここを、この43億円なり上がっていくわけですから、私は道義的にこれはできないと思って、経営としてはできないと、このように思っておりまして、大きな点はこの2点でございます。

○藤原委員

去年の12月の議会のときに、元金償還と減価償却費という資料を出していただいたんですが、今手元にありますか。

○板橋水道事業管理者

持っています。

○藤原委員

それで、あのとき資本費平準化債発行のデメリットということで5点挙げたんです、5点ね。それで、一つ目が、資本費平準化債に係る利息負担が伴い、経営上負の影響を及ぼすと。今もその利子負担が1億4,366万5,000円あるんだというような話がありました。それがまず一つ目に挙げられていました。二つ目ですけれども、償還期間が10年であり、後年度に繰り延べされる公平性が乏しいということが二つ目でした。それで、三つ目。後年度において水道施設の更新事業が増加する傾向にある状況を踏まえ、資本的支出の固定支出が増加することは好ましくないというのが三つ目です。それから、四つ目。企業債残高を増加し、返済時期をスライドしなければならない経営状況にない。これが四つ目ですね。そして、五つ目。下水道資本費平準化債のような交付税措置についてはないと。この五つを挙げていました。

それで、この五つ目については、12月議会時点で既に撤回しています。要するに下水道に交付税措置があるのは、もともと交付税措置があって、それを平準化債を借りて後に回すから一たん交付税を減らしてその分を配分するわけなんだと。水道はもともとないからないのが当然なんだということで、この5番目についてはもう既に12月議会で撤回をされています。

それから、二つ目。償還期間が10年であり、後年度に繰り延べされるのは公平性が乏しいと。これも、だから10年ではなかったということだから、これも理由として挙げるのは撤回しなければいけないですね。

それで、次に、三つ目に言っていること。後年度において水道施設の更新事業が増加する傾向にある状況を踏まえ、資本的支出の固定支出が増加することは好ましくない。こういうことを言っています。ちょっとこれについてお尋ねしますが、今回出されたこのグラフですね。このグラフは、平成22年から10年間毎年3億円ぐらいの設備投資をやっていくという計画になっていますね。それも当然含まれたシミュレーションであるし、それから平成30年以降についてもですね、ある程度の設備投資を見込んだ上でのグラフだということふうに認識しているんですが、そうではないんですか。

○小幡管理課長

将来の計画におきましては、計画の案も含めたグラフになっております。

○藤原委員

だから、想定しているわけだね。いわゆる今後ずっと設備投資分は既にこれに含まれているわけでしょう。含まれていてですよ、いいですか、含まれていて、なおかつこういう元金償還のグラフになるんですよ。そうすると、皆さん方が去年の12月で言っていたこの③、③もね、どうも成り立たない。後年度において水道施設の更新事業が増加する傾向にある状況を踏まえ、資本的支出の固定支出が増加することは好ましくないと言っているけれどもね。今後の設備投資全部見込んだ上だっってこういうグラフになるんです。だから、③だっって成り立たない。

それで、もしこれと別個にですよ、これと別個に設備投資計画が陰であるんだっただですよ、出してもらわないといけませんよ、それは。だけれども、そんなことはないでしょう。表の設備投資計画と裏の設備投資計画とあるわけじゃないでしょう。だから、全部これに反映されているんですよ。だから、この3番目も私は成り立たないのではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○小幡管理課長

この内容につきましては、今、委員お尋ねのことにつきましては、今まで配水管整備事業の起債の充当率が50%ということで設定しておりましたが、平成24年度以降については、85%起債を充当するという計画でありますので、この3番目の内容については、そういう意味合いのものでございます。

○藤原委員

だからね、だからさ、そういう設備投資をやるでしょう。そういう設備投資をやったって、元金償還のグラフがこういうふうになるんでしょう。ここ10年間山になって、それで急激に元金償還が下がるわけでしょう。だから、後回しにすると大変になるというのは全然成り立たないのではないかというふうに聞いているの、私は。皆さんはね、設備投資がどんどんふえていって大変だと。だから、資本費を後に回したくないと言っているんですよ。

だけれども、がばっと減るんじゃないの、これ。だから、③だって私は成り立たないのではないかと思うんだけど。どこからこんなことが出てくるのか、私はわからないんだけど、このグラフから言うと。私は、皆さんが出したグラフをもとに言っているんですよ。

○小幡管理課長

委員がおっしゃいますように、将来の元金の償還金はこのグラフのとおり将来の設備投資も含めましても元金の償還金は下がっていくわけですが、先ほどもお話ししたとおり、起債の充当率を上げておりますので、これ以上将来的な負担をふやしたくないということでございます。

○伏谷委員長

藤原委員の質疑の途中でございますが、ここで10分間の休憩とさせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時15分 開議

○伏谷委員長

おそろいでございますので、再開いたします。

○藤原委員

同じ答えしか返ってこないですよ。要するにね、85%の起債を充当するので後で大変なんだという話をさっきからしているわけですね。だけれども、85%充当した元金発行額がここに反映されているんですよ。だから、後になって大変になるというのはね、それは説明つけようがないわけね。これ、議会用語で「答弁不能」っていうんです、こういうのを。だから、これは根拠ないということで、これについてはね、次に進みます。ああ、ありますか、はい。

○板橋水道事業管理者

85%というのは、料金改定するとき5年間の料金の中で85%まで持っていきますと。ただ、将来的にまでということでは10年間のシミュレーションということで皆さんにお示ししています。それで、ここの部分は、平成32年からは起債発行額が1億7,140万円からずっと下がってきています。これは、要は皆さんに10年までしかそういうシミュレーションをしていませんので、その後はまだ事業費の50%の起債ということでこういう表示をさせていただいているということでございます。

そして、今、藤原委員が言っている3番目。後年度において水道事業施設の更新事業が増加する傾向にある云々というのがありますけれども、これについては、先ほど次長が説明したように、多賀城市の水道管の耐震化率というのは19.何%なんですよ。これをどこまで持っていかというのでも我々としては大きな使命なんですよ。そういうことをここであえて言っていて、後年度、今から負担出てくるんですよということを言っているのであって、これが全部違うんだと否定されると、間違いだと言われると、やはり私も一言言わざるを得なくなるということでございますので、理解してください。

○藤原委員

同じことをこの辺でさっき言っていた人もいたけれどもね。だから、それも全部加味したグラフなんだよ、これは。あなたが今言ったこともね、今後 10 年間設備投資をやりますよと。それを全部加味しているわけでしょう。それから、それが過ぎた後だって設備投資をやる計画が反映されていて、しかもそのうちの 50%を起債で賄うんだと。すべて加味されたグラフなんです。すべて加味されて、皆さんが正確な資料を出してきたわけ。だから、皆さんの正確な資料に基づいて、後になったら資本負担が大変だというのはおかしいのではないかと、つじつまが合わないでしょうと言っているんだよ。

皆さんが言っているのは、後で資本費負担が大変になるから平準化債は使いたくないと言っているわけ。そんなことないでしょうと言っているわけ。だから、同じことをぐるぐるぐる言っているだけだから、答弁不能だって私は言ったわけ。すべて管理者が言ったことだって、全部これに加味されているんですよ。だから、次に移るから。

それで、結局ね、何が残ったかと。去年の 12 月議会で言っていたうち、理由として何が残っているかというね、1 番目。資本費平準化債に係る利息負担が伴い、経営上負の影響を及ぼすと。利子がね、負の影響を及ぼすんだと。まあ、大きい小さいか書いていないけれども、いずれにしても利子が経営上影響を及ぼすと書いているんですよ。

それで、利子はではどのぐらいかという、今度のその表に明示されていますね。一番高いときで、平成 31 年の 818 万 4,000 円です、一番高いときでね、818 万 4,000 円。あとは、最低のときが、平成 60 年に 11 円とかあるけれども、200 万円とか 300 万円とか、まあ、その程度ですよ、毎年ね。毎年の利子が 100 万円とか 500 万円とかという利子なんだけれども、それがね、負の影響が大きいと言っているわけ、皆さんはね。

それから、④のところで、企業債残高を増加し、返済時期をスライドしなければならない経営状況にない。要するに、何と言っているかという、減価償却費を超える元金償還分の 7,000 万円は大した金額ではないんだと言っているんですよ、つまり皆さんは。そういうふうと言っていることになるんですよ。

私は、これはね、実に矛盾した話だと思うわけ。もう一回グラフを見てほしいんですが、片や平成 31 年以降の 100 万円とか 200 万円とか 300 万円とか 500 万円という利子が、経営上の影響が大きくてね、経営上影響が大きい、大きいと言っているんだけどね、減価償却のはるか下なんです、元金償還は。何億したかというね、減価償却と元金償還額の一番差額が大きいところは、大体目分で 1 億 8,000 万円ぐらいだから、1 億円ぐらいあるよね。減価償却の 1 億円ぐらい少ない元金償還で、そのときの 800 万円が負の影響を及ぼしてですよ、負の影響を及ぼすと書いているわけ、数百万円の負担が。そして、減価償却費を上回る元金償還が 7,000 万円とか 6,000 万円とかあるときにね、その金額が大した金額ではないんだと、影響を及ぼさないんだと。どこからそういう判断が出てくるのか、私はわからない。

だれが考えたってね、7,000 万円の金額と五、六百万の金額とどっちがでかいかといったら、普通は 6,000 万円、7,000 万円というのは、数百万円の 10 倍だと思いますよ、普通は。だから、なぜ 6,000 万円、7,000 万円の金額がですね、しかも減価償却を超えている元金償還額がですよ、経営上影響が大したことがなくて、なぜ片や減価償却費のはるか 1 億円ぐらい少ない元金償還の時期の数百万円が経営上負の影響を及ぼすのか。それをね、よくわかるよう説明していただきたい。今回、学校教育も随分議論になりましたけれどもね、だれにでもわかるようにちょっと数字上を駆使して、だれにでもわかるように説明していただきたいと思います。

○小幡管理課長

委員がおっしゃられるように、元金償還と減価償却の差、大きいところで委員がおっしゃったような数字になりますけれども、私どもの認識は平準化債についてもあくまでも借金……、まあ、借り入れするということの認識をしております、将来的にもこの元金と、このシミュレーションで言いますと利息が1億4,000万円ほどの利息になりますけれども、将来的にもこういうものが負担になるということで考えております。

○藤原委員

つまり答えられないということだね。その6,000万円、7,000万円の元金償還の負担が大したことがなくて、数百万円の利子が負の影響があると。なぜ7,000万円が影響がなくて数百万円が影響があるのかというのは、ちょっと合理的には説明できないということですね。

○板橋水道事業管理者

1年の部分だけで800万円だけ強調しているようなんですけれども、ちりも積もれば山となるということですね、3億7,000万円借りてですね、30年後には1億4,000万円、まあ、2.5%ずつとなっていけばですよ、そういうぐあいに利子というのがかかっていくんですよ。そういうものというのは水道料金に皆はね返っていくものですよ。ですから、経営を任せられた者としては、いかに利子を——今、……申しわけないんですけど、すみません、余計なことを言ってしまう。利子をやはり減らすということが、私は大きな使命だと思っているんですよ。健全化計画でもですね、なぜ充当率を50%にして平成20年度まで認められているかということになりますと、50%を継続して借入利子の軽減を図ることが国に認められて繰上償還の許可になっているんですよ。ですから、この利子というのは、単年度だけ見ると800万円だ、700万円だと言うけれども、そういうぐあいに大きくなるんだということ。これは、全部使用者の方にはね返るんだということもやはり認識していただきたいなと思っているところでございます。

○藤原委員

公営企業の管理者とは思えない説明だね、今のは。

いいですか、企業会計というのはね、企業会計というのは設備投資とかをね、各年度に配分するんですよ、設備投資を。取得価格を耐用年数で割って、各年度に配分するんですよ。それが減価償却費なんですよ。

それで、減価償却費というのはね、元金償還額にかかわらず3条予算、収益収支の費用に計上しなければいけないんです、これは法律で。それぐらいは知っているでしょう。減価償却は、元金償還額の額がどうであろうがね、減価償却は減価償却できちんと厳密な計算をして3条予算に計上しなければいけないんですよ。

だから、私は、その元金償還額が同じような状態でね、同じような状態で平準化債を使え使えと言っているのではないんだよ。山があると、当面10年間山があると、そこは銀行から借りて平準化しなさいと。そうすればね、減価償却よりもはるかに元金償還が低い時期がずっと続くわけ、皆さんがつくったグラフのとおりね。だったら、使うのが合理的じゃないですか。

なぜ減価償却を……、減価償却というのはね、必ず計上しなければいけないんですよ。私、管理者に逆に聞くけれどもね、元金償還が少なかったら、減価償却も少なく計上できるんですか。どうぞ。

○板橋水道事業管理者

かわらないと思いますけれども。

○藤原委員

不安そうに聞かないで、そんなこと。

だからね、元金償還額がどうであろうと減価償却は厳密に計算されて計上しなければいけないんですよ。

だからね、結局どういう事態が生じるかというね、この減価償却よりもはるかに元金償還が少ない時期になってくるとどういことが生じるかという、見かけ上赤字になってもね、すごい金がたまっていくという事態になるんですよ。富谷町なんかはそうなんだけれども。赤字でも赤字でも金がたまるわけ。それはなぜかという、ちょうど富谷はこういう状況にあるわけ。だけれども、料金下げられるかといったらね、損益収支で赤字になってしまっているからなかなか下げられないんですよ。そのぐらいの理屈わかるでしょう。だから、減価償却費に沿ってならすことが大事なんだと言っているの、私は。だから。

これはね、非常に合理的なんですよ。大体ね、損益収支の中で減価償却費と利子と資本費負担をそもそもやっているんだから。皆さん方は、その上に 7,000 万円のその元金償還の不足分を料金で賄おうとしているわけ。これはね、企業会計であり得ないですよ、こんなのは。使える資金がなかったらしょうがない、使える資金がなかったら。使える資金はあるんだもの。

まあ、大体わかってもらえたと思うんですけどもね、私は、事の本質が。だから、今回はこのぐらいでやめておきましょう。

○根本委員

まず、水道料金ということがあるので、それも私債権になるという可能性もあるのでね、ちょっとお話したいんですけども、きょうの河北新報にですね、「変えよう地方議会」ということで、その債権の条例の問題が出ておりました。

私は、非常に憤りを感じているんですけども、特にですね、「市による支払い督促の申し立てがこじれた場合は訴訟へと移行する」と、こう書いてあるんですけど。この記者は支払い督促という内容をわかっているのかということなんですよ。この「こじれる」ということはあり得ないんですね。異議申し立てというのは、例えば一括で請求をしたのを異議申し立て——異議申し立てというのはこじれることを言うんじゃないんですね。分割で支払いますという答弁が来ると、そのまま訴訟手続になるということなんですよ。だから、争いはないということなんですね。この新聞記者は「こじれた場合」と、こう書いていますよね。だから、こういうことは両方が、滞納がある人も認識をして、市もきちっと認識をしている場合は、こういうことにはならないんです。だから、この記事はおかしい。

それからですね、「議会のチェックで執行部の暴走を防ぐためだ」と、こうなっているんですね。だから、防げなくなるというこういう意味なんですね、逆に言うと。そんなことありません。当局もそれらについては説明をするということを言っていますし、我々も常に説明を求めることができる、そういう議会の場になっていますから、これもおかしい。

それから、「議会の許可なしに住民を訴えられる権限を市が手に入れたことは間違いない」、間違いないって……。「この先条例が一人歩きして訴訟が乱発されないと限らない」と、こういう勝手な憶測を言っているんですけども、こんなことあり得ないんですね。私の立場からしても、議員としての立場から見ても、こういうことはあり得ない。

それで、最後にですね、「みずから議決する権利より行政事務の効率化を選んだ。この瞬間、議会は行政の提訴から住民を守るすべを失った」、これはどういうことでしょうか。もうこれは本当にですね、議会に対しても、あるいは当局に対しても失礼な話だなと、このように思いまして、まず最初に遺憾の意を表明したいと思います。

ということで、質問に入るわけですが、先ほどの資本費平準化債の問題です。藤原委員の主張は、まあ、主張がそれぞれあって私はいいと思います。考え方もいろいろあると思います。ただ、基本的にはですね、水道事業会計独立採算のもとでの水道事業会計と考えた場合には、私はですね、管理者のその経営判断は正しいと、このように理解しています。

そこでお伺いしたいんですけれども、全国あるいは県内は13市あります。それぞれ水道事業を展開しているわけですが、この水道事業会計の中で資本費平準化債を活用した事例というのはあるのでしょうか。

○小幡管理課長

平準化債の取り扱いの際は、県を通じて確認というか、いろいろ確認したんですけれども、水道事業においては平準化債を活用している団体は見当たらないということでした。

○根本委員

私も聞いたことがありません。それはそれなりの理由があると思います。それで、この平準化債を考えるとですね、やはり下水道事業の資本費平準化債と見比べて考える必要があると思うんですね。

下水道の場合は、初期の投資が大きいということでね、後年度に平準化するために昭和56年に未稼働資産等債というのができて、それが順次拡大されて、たしか昭和61年に資本費平準化債となったんですね。それで、平成16年度にそれが拡大されて、多賀城市では平成17年度からそれを活用していると。積極的に活用していると、こういうことです。

では、これは背景にはどういうことがあるのかという問題なんですね。これは、地方自治体でそれぞれ財政が非常に厳しくなっている、そういうことがあって、元金相当額とそれから減価償却相当額のその差の分を平準化債を活用していいですよということになるわけです。そういうふうになるとどうなるかというと、一般会計からの繰り出しが、その分少なくて済む、その分を有効活用できるということなんですね。

そしてまた、下水道の場合は、後年度交付税措置がある、こういうことがあって、積極的に活用して財政の切り盛りをやってくださいと、こういうことなんです。ただ、何でも借りてもいいんですよということではなくて、それにはきちっとある一定の財政規律も考慮しながら借入れをしていくということになっているわけですよ。

では、水道の場合はどうかというと、水道事業には一般会計の繰り出しというのはあるんですか。例えば、もう経営が非常に厳しいと。それで一般会計から繰り出しをしているという事例はありますか。

○小幡管理課長

一般会計からの繰り出しについては基準がございまして、水道料金で賄えないもの、例えば消火栓の設置とか維持管理費あるいは災害が起きた場合のですね、そういう修理といい

ますか、修繕費に賄うようなものは一般会計から繰り出すことはありますけれども、多賀城の場合は高料金対策補助金だけ今いただいています。

○根本委員

そのとおりですね。ということになると、やはりその水道企業会計でもね、ある一定の背景が必要だと思うんですね。その背景というのは、先ほど管理者がおっしゃったように、著しく経営上影響があると。これ以上やると水道料金を値上げしなくてはいけないとか、そういう場合にね、そういうものを活用する。しかし、全国の自治体でもそれほど、1件も活用した事例がないということは、活用しないで賄っているというのが現状なんですよ。では、それはなぜかというね、これは交付税措置も何もなくて、メリットが何も無い、私は単なる借金だと思うんですね。（「単なる借金ですか」の声あり）単なる借金ですよ。そういうことなんです。

だから、そういう意味では、これは借りない方がいいんです。ましてや今多賀城市では平成22年度の4月から水道料金をね、値下げをしようという議論をして、それが決定をしてやっていく段階で、また手持ち資金も剰余金もそれなりに持っている自治体でありますから、水道事業ですから。だから、そういう意味では健全経営のためにはね、それらを有効活用しながら進めていくということは、私は一番大事だと、このように思います。そういう意味では私は管理者の経営判断は正しいと、こういう理解をしております。

○藤原委員

今のままではね、誤解を持ったまま委員会が終わるので幾つか言っておきます。

一つはね、下水道には交付税措置があるけれども、水道には交付税措置がないのでただの借金だという話があったんだけどね、これは既に管理者自身がそういう判断を間違えてしたと言っているんですよ、管理者が。元金償還にもともと下水道は交付税措置があつてね、そして平準化債を使って、一たんその分が交付税が減らされるわけ。それで、平準化債を返していくときにその減らした分を再分配するんですよ、下水道は。だから、下水道はもともとあつて平準化債のときも交付税措置があるんだと、再分配するだけなんだと。水道はもととないから平準化債使っていないんだと。そうでしょうと言ったら、管理者は、はい、そうでございますと。あれは撤回しますって、さっき答えているんだよ、根本委員。（「それはわかっているよ」の声あり）わかっていないって……。

○伏谷委員長

藤原委員、こっちを見て発言をお願いします。

○藤原委員

いやいや……。だから、まず一つね。まず一つ、その交付税措置があるかないかという問題について言うとね、それは根本委員が根本から認識違いだから。それはきちんと改めていただきたいと。それからね、単なる借金というのね、これもちょっとひどい話だけれども、まあ、きょうはやめておきましょう。その程度の理解かということで。

それから、「宮城県で使っているところがあるのか」と、「ない」と。私もそういう認識ですよ、水道で資本費平準化債を使っているところはないと。それはね、まず一つは、平準化債自体できたのが平成18年で、非常に新しい制度だということです。それから、当局自身も余り勉強してなくてね、水道事業に資本費平準化債というのがあつて、使えるかどうかという吟味をね、多賀城市を初め県も余りやっていない。そういう問題もある。

ただね、それ以上の全体の問題としてですよ、下水道のような極端な山になっているところがないんですよ。そもそも水道の設備投資をするときにどういう配慮をするかという、元金償還が減価償却の枠内に入るようなことを留意しながら設備投資をやるんです、普通の場合。だから、減価償却を飛び越えて元金償還が生じるというところは余りないんですよ、そもそもが。

多賀城の場合、なぜこうなったのかというと、いわゆる新田の浄水場というか、七北川周辺のこの水をくめなくなっ、あの設備投資がほとんどむだな状態になってしまって、水源を新たに仙南・仙塩広域水道に求めざるを得なくなったから、さらにまた設備投資をやらざるを得なくなっ、その分が津波じゃないんだけど、毎年の設備投資の上にだーっと乗ったままずっときたので、最後の10年間が山になっているんですよ。だから、本当にこれはね、多賀城のためにつくったような制度なんですよ、これは。

まあ、これまでが私の主張だけでも、減価償却を、元金償還がですよ、元金償還が減価償却を超えている自治体はあるのかと、多賀城以外に。それも見ていますか。そこはどこに自治体で、どの程度なんですか。

○小幡管理課長

ちょっとこれは平成19年度の資料なんですけれども、起債元金償還金対減価償却費ということで比率が出ております。これ、100%以上オーバーしますと元金償還金の方を上回っているということになりますけれども、この資料においては上回っている団体は仙台市、石巻地方広域企業水道団、大崎市、多賀城市、白石市、角田市、岩沼市、登米市、塩竈市、松島町となっております。

○藤原委員

それでね、多賀城市みたいにこういう山になっているところはどこですか。例えば超えていたにしてもですよ、例えば減価償却と、何というかな、超えてはいるけれども、ほとんど少しでなっているようなところとね、こういうところは使ったって意味がないですよ。私が使え使えと言っているのは、当面10年が山になって、その先がだーっと谷なるから使えと言っているんですよ。だから、その元金償還の波形がですよ、波が、多賀城みたいになっているところはほかにありますか。

○小幡管理課長

その辺までは確認はいたしておりません。

○竹谷委員

一つだけ。値下げの問題があたかも企業経営の努力によってしてきたような、そういうように聞こえるようなことがちょっとあったので、これだけ確認をしておきたいと思います。この値下げの第一要因は、宮城県の工水の値下げがあったということが大きな要因であったということだけはきちっと確認しておきたいんですけれども、いかがですか。

○板橋水道事業管理者

はい、料金問題につきましては、これまでもずっと質問もありましたし、私になってからでも、市長が管理者やっていたときから、そういう状況になれば値下げをしたいという気持ちはそれぞれ持っていたと思います。それで、今回広域水道の方で値下げがされるということになりましたので、それを含めて総合的に判断して、この部分だったらできるのだろうなということでやったものでございます。

ただし、先ほどから言っていますように、起債充当率も工事費なども今からもしていかなければいけない部分もありますから、これまでも50%でやっていたけれども、85%まで起債を入れさせていただいて、発行させていただいて、その上ぐらいでやれるなということで判断して今回踏み切ったものでございます。

○竹谷委員

一つの大きな要因は工水の値下げでしょう、宮城県の。私、聞いているんですよ。余計なことは聞いていないんですよ。それが一番の原因でしょう、一番の要因でしょうと聞いているんですよ。そうであれば、「そうです」でいいんですよ。余計なことを語ることない。

○板橋水道事業管理者

そうです。

○竹谷委員

もっと素直に答弁してください。

根本委員と藤原委員と今、資本費平準化債の問題で議論しておりました。これ、多分ね、宮城県でもどこでも、これはこの値下げの関係で、実は、藤原委員も私もある議員を通して総務省に問い合わせたこの問題が出たんですよ。ですから、多分知っている人は少ないと思います。私はそう思っているんですけども、そういうふうに感じませんか。だから、県も総務省に聞かなければ、総務省の通達をきちっと脳裏に入れなからいい加減な答弁になってきているんじゃないかと思うんですよ。ですから、多分各市町村はそこまでまだ認識がっていないと思う、下水道と違って。そういう私は認識を持っているんですけども、いかがですか。

○板橋水道事業管理者

はい、確かに平準化債は平成18年からということで通知はいただいております。それで、私たちも、この料金改定のときにいろいろ御質問もあまして、平準化債について水道の関係でいろいろ県を通して確認させていただきました。なかなか県は県なりに答えますけれども、正式な回答ではないとかですね、総務省にきちっと聞いてくださいということで私たちもお願いして、今回このように出されてきたということは、逆に総務省としてもそういうきちとした考えは、失礼ですけども、まとまってなかったのかなという思いは持っております。でなければ、すぐに私は回答が来るものだと思っていましたけれども、ずっと長引いたということはそういうことだと思えます。

それで、私たちも県の方に問い合わせたときは、こういう、藤原委員の名前を出して申しわけないんですけども、藤原委員が国会議員を通して秘書から聞いて、総務省から確認していることが、こういうものなんですと、これでよろしいんですかということで私たちも確認してます。そういうことを言われたものだから、県の方でもより慎重に、あるいは総務省と協議したのかなという思いは持っています。

○竹谷委員

ですからね、県もね、各市町村の水道事業所もね、そこまでの大きな認識はしていないと思うんですよ。そういう状況にあるということです。ですから、全国を見ても利用していないということだと思えます。

それで、この資本費平準化債は30年のシミュレーションを組んでいますけれども、私はね、よく検討してみたらいいのではないかと思います。多賀城の一番の底になっている、いわ

ば減価償却とのギャップのあるところを、ここをうまく活用した場合に、どのぐらいの金利を払って、それがどのぐらいの多賀城の水道事業所の経営にどう影響をしてくるのか、これぐらいやはり研究する価値はあるものだと思うんですよ。いかがですか。

○板橋水道事業管理者

平準化債についてはですね、私もさっきも言いましたように、何も否定しているわけではなくて、状況に応じては、先ほど根本委員も言ったように、状況に応じてはやはり活用すべきものだと思いますので、そういうシミュレーションも踏まえながら、今後水道部だけでいいのか、ほかに平準化債について詳しい職員がいますので、そういう方々も含めていろいろ研究、勉強会をしていってみたいなと思っています。

○竹谷委員

ぜひこれは研究をしてね、多賀城の企業会計にプラスになるような活用を、せっかくの制度ですから、活用していくという工夫は大事だと思います。これは一つお願いしておきます。

それから、もう一つ。平成 22 年度で水道事業の改革、いわば何と申しますかね、行政だったら行政改革ですけれども、企業改革の指針はどこに置いていますか。

○板橋水道事業管理者

市民に安全で安心な水の供給、そして市民サービスを重点にやっっていこうと思っています。

○竹谷委員

経費的合理化等についてはどのように考えていますか。

○板橋水道事業管理者

先ほども次長が話しましたように、包括的民間委託を今回させていただきまして、平成 22 年度から 5 年間ということで業者を選定しましてやっています。それによりまして、職員も今までやっていた部分もその民間業者の方に権限を委譲する部分もありますので、その分で職員が新たな分野での活躍できる場が出てくると思っていますので、そういうところが大きなあれかなと思っています。

○竹谷委員

総括委託をやって、その余剰人員——余剰人員と言ったら失礼ですけれども、それをどう活用するのかということですね、きちっと説明しなければいけない。今までと同じ業務だったら意味がないわけだ。企業ですから。その指針は、平成 22 年度はこういうことをやったことに、こういうものに力を入れていくんだということはね、私は企業会計では、指針を出して、それは管理者みずからがね、予算説明できちっと私は打ち出すべきだと思う。私はそう思うんですけれども、まあ、今回打ち出せるのであれば打ち出していただきたい。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

平成 22 年から浄水場の民間委託をすると。その一番の背景は、やはり今まで浄水場の係が、係長を入れまして 2 人で今までやってきたと。その中で保守点検、維持管理また発注、監督とか、そういうことが日常業務で多忙でなかなか浄水場の監督ができないということで、現場からの声も聞きまして今回包括委託に持っていったところでございます。それをやる

ことによってですね、部下に対しての指導とか、いろいろな係長が持っているノウハウだとか、そういったものも継承できるのではないかと。一つはそういう大きい要因がありました。

それとですね、平成3年ですか、第5次拡張時代からやってきました電気計装類の大量更新が入ってきます。先ほど説明しましたように、松山の薬注の改良とか、あと平成23年からの中央監視制御の更新とか、そういったものをですね、その中で専従でやらないと安全・安心ということが確保できないと。そういう意味合いからも今回やらせていただいたということでございます。

○竹谷委員

大体わかりました。そういうのであれば最初からね、そういう基本方針を、これから私は訴えることが大事ではないかと思っておりますので、今後気をつけていただきたいと思います。

時間もなくなってきましたので……、最後に一括委託の審査会。委員会を設けてやったということですが、この審査会のメンバーとかそういうものは全然報告がないんですが、どのような状況なんですか。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

すみませんでした。

審査会のメンバーにつきましてですが、5人の方をお願いをしました。東北学院大学工学部環境建設工学部教授でありまして、石橋良信教授です。この方は水質の方を担当してまして、日本水道協会の水質に関するアドバイザーなどもやっている御方でございます。それと、仙台市水道局茂庭浄水場の浄水場課長、この方は薄井豊樹さんといまして、電気計装類などを専門としておりますのでお願いしました。あと、日本上下水道設計株式会社仙台事務所の町田宜則さん。この方は当市で平成20年からやっています多賀城の配水プロジェクト基本計画を担当していただきまして、本市の水運用システムに関してはかなり習得しているということをお願いしました。あと、OBとして元水道部長の佐藤一夫さんに一応お願いしました。もう一方、今現役の建設部長、佐藤正雄部長をお願いしまして、計5人で審査していただきました。以上でございます。

○竹谷委員

そうそうたるメンバーですね。この方々が3社を審査をしたわけですがけれども、これは1社に最終的に絞ったということは、入札か何かの絞りですか、それともこの審査委員会でここが適当だと。金額的には妥当性がどうだったのか、その辺をちょっとお知らせください。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

今回はですね、以前説明会のときに、委員から、各業者から提案書をいただいて、いいところを集めて、仕様書をつくってですか、そういう形で発注したらどうなんだという意見をいただきましたけれども、今回はですね、期間的な余裕がなかったものですから、技術点型の随意契約でさせていただきました。

審査内容ですがけれども、今回3社の方が手を挙げられてきました。ちょっと時系列的に御説明申し上げます。

11日に債務負担行為の議決をいただきまして、12月14日に募集公告をしてございます。これはホームページに掲載してやってございます。それで、22日に現場説明会を行ったと

ころ、4社が手を挙げてきましたけれども、25日の締め切りのときは3社が応募してございます。それで、1月29日に提案書の締め切りを行いまして、2月1日、審査委員5名の方々に委嘱状をやってございまして、先ほど申し上げた2月9日に第1回の審査会、それと合わせましてプレゼンテーションをやってございます。それで、2月16日に第2回の審査会をやりました。

その中で、3社からの提案がありましたけれども、審議の前に委員長の方から3番目の提案をされた方については、提案の内容に具体性がないとか、自分からこれからやっという姿勢がない、プレゼンテーションの質疑応答の中でそういう誠意や意欲が感じられないということで、そのテーブルから外したと。これはほかの4名の委員の賛同を得て審査の対象から除外したということでございます。

それで、1番と4番の提案書の中で、提案書の内容とか、新たな提案をされた内容、定量化審査の項目等について、さらにプレゼンテーションの質疑等の中身についていろいろ審議していただきました。結果的に、1と4に対してはその評価だけでは優越つけられないということで、最終的には、評価点でもって最高得点を得た1番の提案者を最優秀提案事業者として審査会の方から推薦していただいたと。

それを上水部の方で受けまして、先ほど申し上げた経営的なものとか、あと財政的なといいますかね、そういったものを加えまして、総合判断して1の、先ほど申し上げました日立プラントテクノロジーと随意契約したところでございます。以上でございます。

○竹谷委員

はい、わかりました。

では、一応それぞれの業者からは提案書をいただいて、その提案書に基づいて審査をして、その中で得点をつけて1、2位を決めた。そして、それをもとにして、事業所としては経営とかいろいろな面を見て日立に決めたと。それによっては、随意契約ですから、水道事業所の予算というものも含めて一致したというやり方であるということに理解しておいてよろしいですか。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

いいです。これは選定をどうのこうのは言いません。

これをやったら、あと、この部署の扱う人が、ノウハウが、継承できるようにきちっと体制を組んでほしいと思います。これは5年ですから若い人が一番いいとは思いますが、それは内部事情ですから、できるだけその技術の継承できるところをきちっと考慮していただきたいということを要請しておきたいと思います。（「最後に1点ほど」の声あり）

○伏谷委員長

今、質疑のある方は3人を確認しているんですけども、ほかにいらっしゃいますでしょうか。

では、ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後12時00分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

まず初めに、水道事業管理者から発言の訂正を求められております。許可いたします。

○板橋水道事業管理者

訂正ではなくて削除をお願いしたいと思っていました。

それは、藤原委員とのやり取りの中で、利子のところで、・・・・・・・・・・・・・どうのこうのというのは、あれは余計なことでありました。本当に申しわけございません。削除していただければと思います。関連する部分もよろしくお願いします。

○伏谷委員長

質疑を行います。挙手願います。

○藤原委員

すみません、もうやめようかと思っていたんですけれどもね。

一つはですね、財政担当にお聞きしたいんですけれども、先ほど議会の重職にある方からですね、平準化債は単なる借金だという発言がありました。財政担当部局としてはそういうふうなことでいいのか、どういうふうな見解なのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、管理者の任命、議会への議案の提案は市長なんですね。それで、市長は下水道会計の場合には平準化債を有効に活用するためにですね、企業会計を 1 年でやめて特別会計に戻したわけですよ。それで、一般会計が相当助かっているわけですね。そういう経験もあるわけですが、市長自身は、この 12 月議会から今議会にかけて平準化債の問題についてかなり進展があったというふうに思っているんですけれども、市長自身はこの活用についてはどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

資本費平準化債の効用というふうなことの御質問だと思いますが、よろしいですか。単なる借金かどうかというふうな話も含めてお答えを申し上げたいと思うんですが、財政の方として、まず一般会計にかかわりの深い部分としての下水道事業の平準化債がございますが、そちらの方はその資本的支出というか資本費の世代間の負担の公平性を確保するというふうな効用が 1 点。それから、その減価償却期間と起債償還期間との不一致による構造的な資金不足を補うための一般会計からの繰出金が減額になるという点で、私、財政担当としてはそのような効用があるというふうに考えてございます。

○鈴木副市長

今の下水道の平準化債について若干補足をさせていただきたいと思うんですけれども、下水道の場合ですね、当時は平準化債を使ったものとして交付税が算定されるという時期でありました。ですから、平準化債を使わないとその分の差額は全部一般財源で補わなくてはならないということでしたので、それで下水道の場合は平準化債を使ったという一面がございますので、補足的にちょっと説明させていただきます。

○菊地市長

いろいろお互いの考え方をぶつけ合った中で、水道の資本費平準化債というものをいろいろと考えさせられました。ですから、もうちょっと時間をいただいて、じっくりと考えてみたいというふうに思います。

○藤原委員

ぜひそうしていただきたいと。

「宮城県内で使っているところがあるか」と、「ない」という話があったんですけどもね、新しい制度なんですよ、これは。新しい制度で、ほとんど認識されていない。その中で多賀城が一番先に使うか使わないかというそういう局面なんです。だから、当局自身も資本費平準化債についてさらに検討してみたいと。議会は議会で、私はね、使うのがいい悪いを判断する前に、もう少し厳密に正確に把握する努力を議会の方でもやりたいなというふうに思っていますので、ぜひ今の市長の答弁の方向で頑張ってください。

ただですね、資本費平準化債を使える期間というのは一時期なんです。いわゆる減価償却から飛び越えている間しか使えないのね。だから、いつまでも考えているうちに30年たってしまうと、どっちみちもう使えなくなるから。うまみがあるのは今なんです。ということで早急な検討をぜひお願いをしたいということで終わります。

○板橋委員

大分水道のことで激論を交わされておるんですが、これからまだまだ費用がかかるような大きい改善点があるような気がするんですけども、それに対してちょっと御答弁願いたいんです。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

御質問は管路の更新という計画でよろしいですか。

先ほど説明で申し上げましたように、現在の多賀城の耐震化率は――管路延長218キロメートルあります。これは導水管、送水管、配水管あわせての218キロメートルでございます。その耐震化率というのは19.4%。厳密には50ミリのポリエチレンパイプという素材でなっているものは、今のところ耐震管とは位置づけがされていませんので、全体的にはこれは19.4%。それで、50ミリの管は幾らあるかといいますと、資産台帳からいきますと15%で約33キロメートル。そこから218キロメートルから33キロメートルを引きますと185キロメートルですか。現在、耐震管を布設しているのは42.3キロメートルでございます。そこから、185キロメートルから42.3キロメートルを引きますと142.7キロメートルになります。この管がまだ未整備だということでございますので、142キロメートルをですね、現在の布設延長約4キロメートルですけどもね、これは50ミリも75ミリも200ミリも含めた形の4キロメートルでございますけれども、その距離数で割り返しますと35年かかると。これがいいかどうかというのは私はわかりませんが、そのぐらいかかるということでございます。

○板橋委員

それと鉛管の問題はないですか。鉛管に関しての。

○小幡管理課長

ただいまの鉛管の件につきましては、これは全国的な課題でありますけれども、各家庭の給水管につきまして、鉛管を使用している部分がございます。

多賀城市につきましては、昭和 61 年度以前の建築物につきまして、公道内の取り出し部分あるいはメーターの前後 50 センチぐらいずつ、鉛管を使っている部分がございます。それで、これは全国的な問題で早期に入れかえるようにという話というか、ことにはなっておりますが、何せ給水管については個人、その人の個人管でございますので、そこに水道の会計でもって負担していいのかどうか、そういう問題はちょっとございますけれども、早期に入れかえなければならないという問題はございます。

#### ○板橋委員

行政評価の取り組みの 37 ページにくしくも同じようなことが書いてあるんですが、水の安全・安心ということで鉛管、これは全国的に早急に改善してもらおうようにと。

ただ、それが宅内に入っている比率が高いものですから、まるきりこれを公金で交換するべきか否かということで大分今検討されているとは思いますが、いずれ水の安心となればね、鉛管ですから、これはそういう鉛管を使用してもいいという時代、時期があったと思うんです。それを国の方でも推奨したと思うんです。ただ、今、人体に影響があるというような形で早急に交換するようにと。これを公金の方で半分出して、半分は受益者負担にするのか、3分の1を受益者にするのか。

やはり今度相当受益者だって、何ですかと。法律、制度でちゃんと鉛管を使っていいですよという時代に布設したと。今となって人体に影響があるからって。そうしたならば、公金で全部交換してくださいとかというそういう方も出てくると思うんですよね。

だから、それが幾ら今まで剰余金がいっぱいあるといたって、そういう方向にも使わなければならないと。だから、私は水道料金を下げないで、そちらの方に今までの剰余金を回して、資源の安心・安全に使っていただければ何ら問題はないんじゃないかという考えは持っていました。

ただ、今現在幾らぐらい鉛管が使用されているかというのは、どの辺まで掌握されてきているんでしょうか。

#### ○小幡管理課長

鉛管の使用の件数につきましては、今年度給水台帳で調査をいたしました。その結果、5,800 世帯ほど鉛管を使っている世帯が確認されましたが、ただ、この給水台帳の中には、配水管更新、入れかえる際、鉛管を使っているところについてはその分も入れかえていますので、その入れかえた部分はまだ控除していませんので、5,800 件よりは下回る数字になるだろうかと思います。

#### ○板橋委員

多賀城市の世帯が 2 万三、四千世帯ですか。そうすると単純に計算しても約 20%か 23%ぐらいになると。相当の膨大な費用がそこにかかってきますよね。ただ、この中でも既に入れかえている方もおられるとは思いますが、そういう一番今現実的なことが目の前にもう出てきているものですから、やはりその辺安全な水の供給ということをやりたい文句に水道事業の方をなされておるんですから、その辺を早目に国の方とか県の方の御意向をお聞きしながら、多賀城市の水道は本当に安心・安全ですよというふうなことに早急に取りかかっていただきたいと思いますが、その辺、管理者、大分いろいろなことがあって大変だとは思いますが、その辺の意気込みをちょっとお聞きして終わりにさせていただきます。

## ○板橋水道事業管理者

今、大きく言えば日本の水道界にとって大きな問題の一つがこれだと思っています、鉛管。それは、今おっしゃるとおり、以前はこれは了として、皆メーターをつなぐところですね、自由に鉛だと曲がりますから、そういうふうにして設置した経緯がございます。それが、今はやはり鉛ですから人体に害があるということで、朝一番では水を流してくださいという PR をしていた時代もあります。

当市にとってはどうだったかという、どの程度そういう鉛管があるのかというのは、しっかりした把握ができていませんでした。それで、今課長が言ったように 1 年かけて台帳から一つ一つ拾って 5,800 世帯。ただ、今、管の入れかえなどをしているときは、それと接続している部分もありますから、それは今、公金で直してきていると。その分をさっ引くともっと下がりますよという今お話をさせていただきました。

それで、委員がおっしゃるように、安全・安心と常に私はここで言っています。これはまさしく何でも何でもない安心な水を供給するというのが我々水道マンとしての大切な役割でございますので、今後この 5,800、まあ、切ると思いますが、こういう方に、一戸一戸当たっていかないとだめなのかなと思っていますけれども、鉛管が使用されていますということでの問題意識もきちっと伝えながら、どう改善していくかということをやったり早急にやっていたいかなければならないと思っています。

ただ、先ほどから言っているように、個人の持ち物になっていますので、公金でやる場合、ただやれるかという問題もありますし、その分は寄付を受けるとか、いろいろな手法があると思います。この辺がどこの自治体でも今頭を悩ませているところでございますので、その辺は余り時間を置かないでとにかくやっていたいかなければならない問題だという認識を持っておりますので、見守っていただきたいと思います。

## ○吉田委員

水道事業に関しては私債権のことにもかかわる案件がありますので、きょうの河北新報の私債権保全管理条例の関する報道について幾つか指摘しておきます。

まず一つは、この記事の中で、訴訟に至るまでのことに関する限定的な要件が、当局からも、また議会の側からも質疑の中で確認してきた要件があるわけですが、それらのことについて記していることに欠けていて、その辺においても一面的な記事の内容になっていることを指摘せざるを得ません。

二つ目には、「住民を訴えられる権限を市が手に入れたこと、条例がひとり歩きして訴訟が乱発されないと限らない」と記しているわけですが、これらのことについてのそれぞれの執行者なり議会側の意思を十二分に参酌するなり、確認しないまま、そのような事実関係を明示していないことの構成もこれまた問題にせざるを得ません。

三つ目には、「議会は行政の提訴から住民を守るすべを失った」と断定しているわけですが、そのことに対する実証的な論証もしていない、こういう問題があることを問題視せざるを得ません。

それから、江藤教授が「やみくもに議決権を拡大する前に云々」と論じていることを引用して、さもやみくもに議決権を拡大するかのよう類推させるようなことにしていること等にも、これまた問題があり、我々議会としてもそのような意思は毛頭ない立場であることを表明しておかなければならないと考えていることです。

最後に、この見出しを見てもわかるとおり、「監視機能をみずから放棄」と断定していること。このような断定的な立場で記事全体が構成されていることについては、これまたいかがなものかとの考えを持っていることを表明しておきます。

次に、水道事業の経営に関するこの需要予測について1点伺っておきます。

この需要予測についてはさまざまな要素があって、一概に定めることの難しさは多々あることを承知の上で伺うわけですが、例えば生活様式の変化とか、人口の推移とか、経済の動向などを当然見きわめた上で考えなければならないことであるわけですが、この資料を見ても、年間の総配水量のところにおける配水量の減の状況も前年比で約10万トンということに相なっております。これらのことを見きわめて、今後の見込みについてそれぞれ短期、中期、長期的にどのように判断されているか。また、どのような傾向に推移すると思われるか。もし数値上のことでも説明がいただけるならば、そのことも加えて御説明、御答弁願います。

○小幡管理課長

今後の水需要の予測につきましては、昨年の給水条例の改定の際にも若干御説明申し上げましたけれども、実を言いますと、状況を言いますと、平成19年度と平成20年度を比較した場合、年間で13万トンほどの有収水量が減少しております。あと、平成20年度と平成21年度1月までで、約5万トンほど有収水量が減少してございます。料金改定時の際の5年間の有収水量の見方については、毎年0.5%ほど減量いたしまして推計は立てておりますけれども、平成19年度と平成20年度あるいは平成20年度と平成21年度の減量になった内容の比較をしますと、平成19年度と平成20年度においては減量になった13万トンのうち大体6万5,000トンぐらいが家庭用だったんですけれども、平成20年度と平成21年度の1月末までの需要予測を見ますと、家庭用が若干ふえている傾向にございます。それに対しまして、工業用水とか営業用とかが急激な落ち込みを見ている状況でございますので、今後の推計についてはちょっと難しい点がございますが、料金改定時の推量を参考にしながら見きわめていきたいと思っております。

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第24号 平成22年度多賀城市水道事業会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伏谷委員長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○伏谷委員長

以上で、本予算特別委員会に付託されました議案第 18 号から議案第 24 号までの平成 22 年度多賀城市各会計予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果につきましては、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

お疲れさまでございました。

午後 1 時 20 分 閉会

---

予算特別委員会

委員長 伏谷 修一